

2023年11月20日(月)

衆議院本会議

国立大学法人法の一部を改正する法律案に対する反対討論

立憲民主党・無所属 牧 義夫

立憲民主党の牧義夫です。私は、立憲民主党・無所属を代表し、ただいま議題となりました「国立大学法人法の一部を改正する法律案」について、反対の立場から討論を行います。

本改正案に対しては、多くの大学関係者から反対の声が日に日に高まっています。改正案では、事業の規模が特に大きい国立大学を特定国立大学法人に指定し、中期目標や中期計画、予算・決算に関する運営方針事項について決定する運営方針会議を設置することとしています。この運営方針会議の委員の任命に当たり、文部科学大臣の承認を必要とすることについて、政府による大学の自治や学問の自由への介入ではないかという強い懸念があがっています。

政府・文部科学省が「稼げる大学」を目指すあまり、大学の自治と学問の自由が奪われかねない、大変危機的な状況が生まれています。改正案が通ってしまったら、文部科学大臣による運営方針委員の承認拒否など、「第二の日本学術会議問題」が起こると危惧されています。

そもそも、この運営方針会議を設置することになった経緯について疑義があります。2022年2月1日に総合科学技術・イノベーション会議がまとめた最終まとめの中では、この合議体必置は、国際卓越研究大学だけを対象としていたものでした。しかし、いつの間にか設置の義務は「事業の規模が特に大きい国立大学」に広げられました。この結論に至る間には、中央教育審議会での議論もなく、大学関係者の理解も得られていません。立法事実はどこにあるのでしょうか。

立法事実には疑念があることに加えて、国会審議における手続きにも瑕疵があると言わざるを得ません。11月8日の文部科学委員会において、法案の趣旨説明が、与野党の理事が合意に至らないまま強行的に行われました。また、十分な審議時間を確保すべきと繰り返し訴えたにもかかわらず、政府に対する質疑時間は与野党あわせて5時間半しかありませんでした。そこまで審議を急ぐ必要はまったくありません。

審議に時間を掛けると、問題点が世の中に知れ渡ってしまい、日本学術会議の任命拒否問題と同様、学問の自由に制限を掛けていると思われるという判断だったのではないのでしょうか。

11月14日の文部科学委員会での参考人質疑では、4人の大学関係の参考人にお越し頂きました。国立大学の仕組みやあり方を大きく変える重要な改正であるにもかかわらず、4人全員が、本改正案の内容を知ったのはつい最近だったと答弁されたのです。大学関係者の驚き、そして怒りが急速に高まっています。

関係者の協力が得られない中では、制度ができてからもうまく運用されるわけがありません。大きな制度改革であるならば、中央教育審議会などの議論を経て、時間をかけて丁寧に議論すべきだったと悔やまれてなりません。

短い委員会審議の中では、私たちの懸念は何も払しょくされませんでした。このままでは、この法案に賛成することは到底できません。

日本国憲法第23条は「学問の自由はこれを保障する」とし、教育基本法第7条第2項では、「大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない」と定められています。この趣旨が将来にわたってゆがめられることがあってはなりません。本改正案に対して強い抗議と反対の意を示し、私の反対討論といたします。

以上